

2 教材収集及び著作権解決の必要性

職業訓練用教材支援システムのデータとして、現在各職業能力開発施設において作成されている自作教材が、実際にどの程度収集できるのか、そしてその中でどのくらい利用できるかということについては、その実態を調査する必要がある。また、自作教材をデータベースのデータとして入力する場合は、現在職業能力開発施設において作成されている多くの自作教材が教材編集上その中に市販図書等の複製部分等が含まれているかどうかを実際の教材で確認しなければならない。もし著作権上データベース化にあたり問題がある場合は、著作権法に基づいて使用目的、状況等に合わせ、許諾を得る必要が生じる。

しかし、過去にこのような前例がないため著作者等の許諾を得る試みを今回行う必要性がある。この場合、著作権の法解釈上難しい面もあるため、契約書又は文書を取り交わす方法で許諾を得ることが最もよいと考えれる。

このためには、自作教材を収集しオリジナル、複製、引用等の割合の実態も調査すると同時に、著作者等に交渉する教材を選定する必要がある。

すなわち、その教材の内容が作者個人のオリジナルのものであるのか又は市販図書等著作物を編集したいわゆる複製物であるのか若しくはそれらのミックスであるのか等の状況についても研究することが必要である。

上記を整理するとデータベース化したりする際に付随する問題として、次のような点があげられる。

- ① 自作教材を収集した場合にどのくらいの収集率になるのか確認をする必要がある。
- ② 収集した自作教材の完成度・レベルはどのくらいか検討する必要がある。
- ③ どのくらいの割合で複製等を行っているか調査を行う必要がある。
- ④ 著作権許諾の交渉のためのモデル教材を作成する必要がある。
- ⑤ 許諾の内容としては全国配布ができるか、各職業能力開発施設で地域ニーズに合わせて修正加工ができるかを調査する必要がある。

以上のことから初期入力データの作成の下準備にもなることも含め、一部の訓練分野における自作教材を収集すること、著作権にかかる許諾を得ることについて試行することとした。